

### 埼玉県報

第 2921 号 平成 29 年(2017 年) 7月 28 日 金曜日

#### 目 次

#### 告示

- WTOに基づく一般競争入札の中止の公告(入札課)
- O 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福 祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福 祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会 福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の 変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の 廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福 祉課)
- O 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の 辞退の届出(社会福祉課)
- 平成29年度埼玉県毒物劇物取扱者試験の実施(保健医療政策課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)

|   | 平成 29 年(2017 年) 7 月 28 E                  |
|---|---|
| С | 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)                       |
| С | 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)                       |
| С | 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)                       |
| С | 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)                        |
| С | 大宮公園清掃・警備業務委託に関する入札公告(大宮公園事務所)            |
| С | 平成 29 年度パーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事 |
|   | 務委託に伴う告示(交通規制課)                           |
| С | 開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター)              |
| С | 開発行為に関する工事の完了公告(熊谷建築安全センター)               |
| С | 長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度    |
|   | 額を定める告示(保健体育課)                            |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |

# 埼玉県告示第八百四十八号

事に関する入札公告)は、取り消す。 平成二十九年埼玉県告示第七百十七号(埼玉県地上系防災行政無線設備再整備工

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 埼玉県告示第八百四十九号

次 条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、 第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四 帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律 る介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住 の者を指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定によ

平成二十九年七月二十八日

| 一所     1 丘所     二北     二株     二熊       一方沢     一六沢     一本     一ウ     二谷     四市       一市     一市     一市     一市     一市     一市     所在       一小     二東     六古     田     一瀬     地       四指     九山     場     町  | 十<br>一<br>月<br>一<br>日 | 療養管理指導介護予防居宅           | Ţ<br>1             | F ネ<br>ッ<br>ク<br>ス                    | 薬局        |
|--|-----------------------|------------------------|--------------------|---------------------------------------|-----------|
| 1  | 平 成 二 十 -             | 管居 理療 導養               | J式<br>V会<br>社<br>A | ————————————————————————————————————— | ハナミズキ     |
| こ     北本市古市場     一     二二四十一     一     三二四十一     三二四十十二     三二四十二     三二四十二     三二四十二     三二四十二     三二四十二     三二四十二     三二四十二     三二四十二     三二四十二     三二四十二 | 五平<br>月成<br>一二<br>日十  | 同知<br>生<br>活<br>方<br>応 | 実福                 | 一 六 一 二 七 九 九 九 九                     | ムグ        |
| 工工工工     工工工工       一大     工工工工       一大     本市古市場       株式会社     本市古市場       株式会社     財間会社       方護子防居宅     工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工  | 八<br>月<br>一<br>日      | 問護<br>介予               | しまの                | <u> </u>                              | 1)        |
| (本)  | 平<br>成<br>二<br>十      | 訪問介護                   | 会                  | 北<br>本<br>古<br>古                      | 愛の手まごこ    |
| (株父市柳田町 あしたば 開設者名 サービスの種類<br>一   | 月日日                   | 問護<br>介予               | 同会                 |                                       | サービス      |
| 所在地 開設者名 サービスの種類 指定年記  | 平<br>成<br>二<br>十      | 問介                     | た                  | 田                                     | あしたば      |
| 熊谷市広瀬 有限会社 ザービスの種類 指定年1 開設者名 サービスの種類 指定年1  | 六月二十日                 | 養護<br>管予<br>理<br>指居    | イー・エ               | 二<br>三<br>四<br>一                      | 李自生李月     |
| 所在地 開設者名 サービスの種類   | 平<br>成<br>二<br>十      | 理宅<br>指療               | 有限会社               | 熊谷市広瀬                                 | <b>率币</b> |
|  | 指定年月                  | ービスの種                  | 開設者名               | 所在地                                   | 名<br>称    |

| 狭<br>山<br>市<br>駅<br>前<br>店             | ー括相<br>ね支援<br>の<br>お<br>き<br>ン<br>り<br>も<br>り<br>も<br>り<br>も<br>り<br>も<br>り<br>も<br>り<br>も<br>り<br>も<br>り<br>も<br>り<br>も<br>り | 会会   括桶<br>  一支川<br>  祉桶 接市<br>  協川 セ地<br>  議市ン域<br>  社タ包 |
|--|---|---|
| 〇一狭<br> <br>  一市<br>  八<br>  間<br>  三川 | 五桶<br>八三〇<br>一一<br>一谷   | 二桶<br>  川市<br>  八十<br>  八<br>  八                          |
| ンュン横株<br>ズニシエーシエー<br>ケー&コジェ<br>ョミエ     | 孝医<br>仁療<br>会法<br>人   | 福桶<br>祉川<br>協市<br>議社<br>会                                 |
| 管居<br>理療                               | 介護予防支援  | 介護予防支援  |
| 一<br>月<br>月<br>一<br>日<br>九<br>年        | 八月<br>月<br>日<br>十<br>六<br>年   | 七月<br>一日<br>九年  |

### 埼玉県告示第八百五十号

とい 自立 十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 条の二第一項の規定による指定介 留 の規定により同条第一項  $\mathcal{O}$ 邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 生活保護法 、 う。 とおり変更の届出が の支援に関する法律  $\smile$ 第十四条第四 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一 ]項におい あ の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 (平成六年法律第三十号。 った。 護機関 てその例によるものとされた生活保護法第五十四 (同条第二項及び中国残留邦 した中国残留邦人等及び特定配 以 下 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 偶 者  $\mathcal{O}$ 残

平成二十九年七月二十八日

| T<br>V<br>点                                |                            | 】<br>括<br>支<br>援<br>セ<br>ン<br>タ<br>タ | 事業所すみれ             | 所介護<br>ささえ<br>援   | 病上<br>院<br>中<br>中<br>共<br>第<br>居<br>居 | ン<br>ま<br>ス<br>テ<br>ー<br>ショ<br>ま<br>間<br>看  | 名<br>称  |
|--|----------------------------|--------------------------------------|--------------------|---|---------------------------------------|---|---------|
| 所事<br>在業<br>地所                             | 所事<br>在業<br>地者             | 所事<br>在業<br>地所                       | 名事<br>称業<br>者      | 名事<br>称業<br>所   | 所事<br>在業<br>地者                        | 名事<br>称業<br>者   | 変更事項    |
| <b>Ⅱ</b><br>ンドール<br>ー一〇一<br>上沖<br>神<br>一〇一 | 九                          | 五〇五十一 一金                             | 春医<br>明療<br>会<br>人 | ささえ<br>支援事業所<br>進<br>を<br>き<br>き<br>き<br>き<br>き<br>き<br>き<br>き<br>う<br>う<br>き<br>う<br>き<br>う<br>う<br>き<br>う<br>う<br>う<br>き<br>う<br>う<br>き<br>う<br>う<br>う<br>う<br>う<br>う<br>う<br>う<br>う<br>う<br>う<br>う<br>う<br>う<br>う<br>う<br>う<br>う<br>う<br>う | 九町北<br>小室立<br>九四一<br>一奈               | 春医<br>明療<br>会<br>人  | 変更前     |
| 八<br>一<br>八<br>一<br>八<br>一<br>三<br>六       | 春<br>日<br>部<br>市<br>中<br>央 | 一三所<br>七一沢<br>一一緑<br>二町              | 春明会<br>医療法人社団      | ささえ ま 中央第二  | 上尾市柏座一                                | 春明会<br>明会<br>人社団  | 変更後     |
| 介護予防訪問介護                                   | <b>个</b>                   | 介護予防支援                               | 介護予防訪問介護           | 月   | - 古 ご ~ 推文 ご ~ 受                      | 介護予防訪問看護<br>所護予勝<br>所<br>所<br>行<br>護<br>大<br>護<br>大<br>護<br>大<br>護<br>大<br>護<br>大<br>護<br>大<br>長<br>長<br>長<br>長<br>長<br>長<br>長<br>長 | サービスの種類 |

| 宮代店薬局                            | 川口店局ファ                     | 新座北野グルームそー   | デイサービス・            | 東川口           | ガーデ            |
|----------------------------------|----------------------------|--|--------------------|---------------|----------------|
| 所事<br>在業<br>地所                   | 名事<br>称業<br>所              | 所事<br>在業<br>地者   | 名事<br>称業<br>者      | 名事<br>称業<br>所 | 所事<br>在業<br>地所 |
| 一五〇九<br>一五〇九<br>十三<br>九<br>十三    | 川口店<br>ジョー薬局<br>マルスケアセイ    | ッ<br>十<br>十<br>四<br>二<br>四<br>二<br>ー<br>四<br>二<br>ー<br>三<br>ー<br>三<br>二<br>一<br>三<br>二<br>一<br>三<br>二<br>三<br>二<br>三<br>二<br>三<br>ー<br>三<br>ー<br>三<br>ー<br>三<br>に<br>三<br>に<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>こ<br>ら<br>っ<br>に<br>ろ<br>ら<br>っ<br>に<br>ろ<br>ら<br>っ<br>に<br>ろ<br>ら<br>っ<br>と<br>う<br>と<br>う<br>と<br>う<br>と<br>う<br>と<br>う<br>と<br>う<br>と<br>う<br>と<br>う<br>と<br>う<br>と | 関有<br>口商会<br>店社    | ロ・ハクビ東川ぐるーぷほー | 四一七九十一         |
| 一五〇九一六 南埼玉郡宮代町                   | ン薬局川口店                     | ルプラセオ青山ビ<br>山二十七十一三<br>東京都港区北青   | ビスのデイサー<br>かみのデイサー | 東川口ガーデン       | 二一八一九          |
| 療養管理指導<br>介護予防居宅<br>財票<br>所護等理指導 | 療養管理指導<br>介護予防居宅<br>所護予防居宅 | 对底型共同生活介護<br>外護予防認知症<br>生活介護<br>本間生活介護   | 介護予防通所介護           | 介護予防認知症       | 共同生活介護         |

# 埼玉県告示第八百五十一号

とい 条の二第一項の規定による指定介 自 留 の規定により同条第一項 1 邦  $\mathcal{O}$ 四条第四項に 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) 、 う。 とおり廃止 人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 の支援に関する法律  $\overline{\phantom{a}}$ 第十四条第四 の届出が おい てその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項 ]項におい あ の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。)から、 (平成六年法律第三十号。 った。 護機関 てその例に (同条第二項及び中国残留邦 によるも した中国残留邦人等及び特定配 第五十四条の二第一 以 下 のとされた生活保護法第五十四 「中国残留邦 項及び 人等支援法第 人等支援法」 中国 偶 者  $\mathcal{O}$ 残

平成二十九年七月二十八日

| 幸手中央店  二〇六   | F C 薬局 幸手 | 号店<br>一 ig  | 野薬局<br>北<br>う<br>き | 中央店 一一七一 一十七一  |                  | 名<br>称<br>  |
|--------------|-----------|---|--------------------|----------------|------------------|-------------|
| $\circ$      | 幸<br>手    | 二み飾<br>一野郡<br>三東松<br>九 伏<br>町   |                    | 七市<br>一中<br>九央 |                  | 所<br>在<br>地 |
| 療養管理指導介護予防居宅 | 管理 指導     | 療<br>養<br>養<br>管<br>子<br>理<br>病<br>養<br>子<br>理<br>持<br>者<br>者<br>養<br>者<br>考<br>者<br>者<br>者<br>者<br>者<br>者<br>者<br>者<br>者<br>者<br>者<br>者<br>者<br>者<br>者 |                    | 療養管理指導介護予防居宅   | 管理指導             | サービスの種類     |
|              | 成二        | 月三十   | 平成二十六年             | 十二月三十一日        | 成<br>二<br>十<br>六 | 廃止年月日       |

# 埼玉県告示第八百五十二号

第五 た 中 を担当する機関とし の規定による医療扶助並びに中国 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十 十五条第一項の 第十四条第四項に 国残留邦人等及び特定配偶 て、 規定による医療支援給付 おい 次 てその  $\mathcal{O}$ 者を指定した。 者 \_ 残 留 の自立 例によるも 邦人等の円滑な帰 の支援に関す のとされ  $\mathcal{O}$ ための た生活 Ś 医療を担当する機関又は施術 法 玉 九条及び第五十五条第 律  $\mathcal{O}$ 保護法第 促進並 平 成六 び 兀 年 に 永住 +法 九 律 第三十 条及 帰 玉 一項 び

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 指定医療機関

| 六月五日平成二十九年 | 大里郡寄居町桜沢一七八—          | 稲<br>田<br>隆<br>之 | 寄居中央眼科          |
|------------|-----------------------|------------------|-----------------|
| 七月一日平成二十九年 | ルピナス草加Ⅱ 二○五草加市草加四Ⅰ一Ⅰ九 | 太田智則             | 科クリニックおおた泌尿器科・内 |
| 五平成二十九年    | 東山ビル三階久喜市久喜東一ー二ー五     | 石井 成伸            | クかたば在宅クリニッ      |
| 六月一日平成二十九年 | カクイホームビルーF川口市芝新町四ー一二  | 大久保 修            | ニックわらびメンタルクリ    |
| 六月一日平成二十九年 | 川口市芝五ー二ー一             | 目時信之             | 目時医院            |
| 六月一日平成二十九年 | 秩父市熊木町一七一五            | 順歩会 医療法人社団       | 蓮沼医院            |
| 指定年月日      | 所在地                   | 開設者名             | 名<br>称          |

| 三平成二十九年        | 一五             | 有限会社プリ           | 中央薬局        |
|----------------|----------------|------------------|-------------|
| 六月一日 平成二十九年    | 富士見市鶴馬九六〇一一    | 局株式会社            | 見渡戸店 局富士 ウ  |
| 六月一日           | 和光市諏訪三丨一       | ター 調剤セン          | ヒカリ薬局 和光店   |
| 七月一日<br>平成二十九年 | 市の五 一七一一一一     | 大嶋雅世             | ひかり薬局       |
| 六月一日平成二十九年     | 久喜市本町一ー一一三七    | 日 栄              | 店 きりん薬局久喜本町 |
| 六月一日平成二十九年     | 川口市芝五一二一三      | 日栄株式会社           | おひさま薬局      |
| 七月一日<br>平成二十九年 | 五川口市東領家三一七一一   | 富士、秦品、社          | 口東領家薬局      |
| 六月一日平成二十九年     | 東松山市毛塚九二〇一五    | 鈴<br>木<br>素<br>野 | タ           |
| 三月六日平九年        | 山ビルニF和光市本町五ー一五 | 小髙容平             | オダカ歯科医院     |
| 六月一日平成二十九年     | 春日部市大場六九〇一五    | 平野圭              | 谷中歯科診療所     |
| 七月一日平成二十九年     | 春日部市大場四五〇      | 林高充              | たけのこ歯科      |

|     | 二 指定施術機関 | 訪問看護ステーショ                            |
|-----|----------|--------------------------------------|
|     |          | ョ 株式会社                               |
| 面荷厂 |          | 二一 ゴールドヒルーF 五月一日 ぶじみ野市上福岡五―九― 平成二十九年 |
|     |          | 五月一日平成二十九年                           |

### 指定施術機関

| 六月十五日平成二十九年  | 春日部市大場一〇七二一八                               | ジ・ピース サー          |        | 貴彦          | 疋<br>田 |
|--------------|--|-------------------|--------|-------------|--------|
| 六月十五日平成二十九年  | 春日部市大場一〇七二一八                               | ジ・ピース セ 宅 マ ッ サ ー |        | 有<br>宏      | 服部     |
| 七月三日平成二十九年   | 部春日部市中央一Ⅰ一五Ⅰ一                              | KEiROW 春日部        |        | 竜二一         | 十十     |
| 七月一日平成二十九年   | <ul><li>一三</li><li>入間郡三芳町藤久保八○三</li></ul>  | 鎌倉通り接骨院           |        | 昌孝          | 川山     |
| 七月一日平成二十九年   | 一一 エフシー六町一Fミリア整骨 東京都足立区六町四ー六ー              | 院ファミリア整骨          |        | 孝<br>紀      | 松崎     |
| 六月二十六日平成二十九年 | 院 ー一四 六番骨東京都荒川区西尾久七ー五平                     | 院のじおく整骨           |        | 佳織          | 大津     |
| 六月十九日平成二十九年  | ・クレモー〇一                                    | 院<br>CARE 寺尾接骨ブリラ |        | 佐<br>輝<br>子 | 寺尾     |
| 六月十二日平成二十九年  | <ul><li>一〇</li><li>富士見市東みずほ台ニー六ー</li></ul> | サカエ接骨院            |        | 良之          | 加<br>藤 |
| 六月一日平成二十九年   | エムエムビルーF 志木市柏町六ー二九ー六四平                     | 柏町接骨院             |        | 孝<br>雄      | 須<br>貝 |
| 指定年月日        | 施術所  所                                     | 名称                | 住<br>所 | 氏<br>名      | rť     |
|              |  |                   |        |             |        |

| 院草加市吉町三ーニー四一からだ元気治療                                   | 武伸          | 河<br>村 |
|---|-------------|--------|
| ぬくもり鍼灸院 サカエビルSーー 六のくもり鍼灸院 久喜市久喜東ニーニー八平                | 隆           | 松本     |
| 治療院 エザンス大泉一〇一 六月り・きゅう訪問 セーーー ア成ッサージ指圧は 東京都練馬区東大泉三ー一平成 | 基貴          | 上田     |
| 整骨院 K&K所沢一F 六おおはら村鍼灸所沢市元町二八ー七 平                       | 浩<br>一<br>郎 | 原      |
| ッサージ赤羽   ランアス在宅マ   東京都北区赤羽三ーニーニ   平成                  | 浩二          | 青木     |
| プッキージ幸手市千塚一五六二 上月の 訪問 リハビ 平成 中がはり・灸院                  | 宏<br>行      | 青<br>柳 |
| さやま鍼灸院 ・ 次山市狭山台ニーニ四ー一平成                               | 弘<br>昭      | 谷<br>口 |
| 福島和人二二十五平   | 和人          | 福島     |
| ジ・ピース 春日部市大場一〇七二一八 六月十在 宅 マ ッ サ ー                     | 和哉          | 橋本     |
| サージ院 - 二一A四〇二 - 五月早快堂鍼灸マッさいたま市南区沼影一—一一平成              | 昇委          | 大<br>栗 |
| -   |             |        |

| 西澤            | 佐藤                |
|---------------|-------------------|
| 美<br>里        | 英<br>子            |
|               |                   |
| マッサージ院ハートフル鍼灸 | KEiROW 浦和ステ       |
| 一二三           | 一一一六 矢部ビル一〇一号七月十日 |
| 二 六月一日 七 九 年  | 七月十日平成二十九年        |

# 埼玉県告示第八百五十三号

定による指定医療機関又は指定施術機関から、 お 特定配偶者の自立の支援に関する法律 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 1 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 てその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五 (平成六年法律第三十号) 次のとおり変更の した中国残留邦人等及び 届出があった。 第十 十五条第一項の規 四条第四項に

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一指定医療機関

| 名称                 | 変更事項        | 変更前         | 変更後           |
|--------------------|-------------|-------------|---------------|
| 所桶川日出谷診療           | 開設者         | 会废炼法人社団仁志   | 医療法人英琳会       |
| クかなざわクリニッ          | 所<br>在<br>地 | 1 一一五       | 一五            |
| 薬局川口店              | 名称          | - 薬局川口店     | 川口店ココカラファイン薬局 |
| みれ<br>ステーションす<br>す | 開設者         | 医療法人春明会     | 医療法人社団春明会     |
| カステーション お問看護リハビ    | 名<br>称      | ョンたんぽぽ ステーシ | ションたんぽぽ       |

### 一 指定施術機関

| 氏名   |  |
|------|--|
| 変更事項 |  |
| 変更前  |  |
| 変更   |  |
| 後    |  |

| 据<br>桂<br>子 |            | 今<br>井<br>昇           | 本              | 木<br>谷<br>2      | 二木         | 村<br>松<br>光<br>明 |
|-------------|------------|-----------------------|----------------|------------------|------------|------------------|
| 施術者氏名       | 施術所所在地     | 施<br>術<br>所<br>名<br>称 | 施術所所在地         | 施術所名称            | 施術所名称      | 施術所所在地           |
| 野本桂子        | (追加)       | (追加)                  | 九<br>越谷市蒲生三—八— | ッサージ治療院ほのぼの整骨院・マ | ハピネス整骨院    | 二五一四二            |
| 据<br>桂<br>子 | 熊谷市村岡三〇〇一五 | お問医療マッサージ お問医療マッサージ   | 二〇一            | 訪問・在宅マッサージ       | ゆうしん整骨院光が丘 | 〇三<br>一二 コーポ向原C一 |

# 埼玉県告示第八百五十四号

定による指定医療機関又は指定施術機関から、 お 特定配偶者の自立の支援に関する法律 並 V びに中国残留邦人等の円滑な帰国の 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) てその例によるものとされた生活保護法第四十 促進並 (平成六年法律第三十号) びに永住帰国 次 第四十 のとお 九条及び第五 ŋ 九条及び第五十五条第一項 廃止の した中 十五条第 届出 第十 国残留邦人等及び が 四条第四項 あ 一項の規 2 た。 12

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 指定医療機関

| 名称                      | 所 在 地                   | 廃止年月日        |
|-------------------------|-------------------------|--------------|
| <b>君塚医院</b>             | 飯能市双柳八二番地               | 五月三十一日平成二十九年 |
| 川口とみた眼科 実直会川医療法人社団 実直会川 | モール二階 川口駅西口医            | 六月三十日平成二十九年  |
| わらびメンタルクリニック            | 一F<br>川口市芝新町四ー一二 カクイホーム | 五月三十一日       |
| 甲時医院                    | 川口市芝樋ノ爪一ー七ー五五           | 五月三十一日平成二十九年 |
| 蓮沼医院                    | 秩父市熊木町一七ー五              | 五月三十一日平成二十九年 |
| たなか内科クリニック              | 加須市東栄二ー一九ー一二            | 六月一日平成二十九年   |
| 谷中歯科診療所                 | 春日部市大場六九〇一五             | 五月三十一日平成二十九年 |
| オダカ歯科医院                 | 和光市本町五ー一五 山ビル二F         | 三月五日平成二十九年   |
|                         |                         |              |

| 松<br>本<br>隆                   | 氏<br>名               | 二指定施術機関 | 宮地薬局        | 中央薬局                      | 渡戸店           | 十希薬局         | きりん薬局       |
|-------------------------------|----------------------|---------|-------------|---------------------------|---------------|--------------|-------------|
| 院カラダ元                         | 住 所                  | 関       |             |                           | 局富士見          |              | 久喜本町店       |
| 店<br>気<br>治                   | 名<br>称               |         | 秩父市中宮       | ザンロード                     | 富士見市渡         | 和光市諏訪三ー一     | 久 喜市 本町     |
| 一一 王子SRビル四階<br>  東京都北区王子一―二三― | 施術所在地                |         | 秩父市中宮地町四ー三三 | ンロードビルー F<br>谷市上柴町東四ー一三ー五 | 富士見市渡戸一ー一二ー一九 | 211 ← 1      | 久喜市本町一ー一一三七 |
| 三月三十一日                        | -<br>廃 止 年<br>月<br>日 |         | 五月三十一日      | 五月三十一日平成二十九年              | 五月三十一日        | 五月三十一日平成二十九年 | 五月三十一日      |

おひさま薬局

川口市芝五一二一三

ひなの館一階

五月三十一日 平成二十九年

# 埼玉県告示第八百五十五号

届出があった。 とされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、 に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項に 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の おいてその例によるもの 次のとおり休止の

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

| さわ歯科 みさわ会 春日部市 | 名称               |
|----------------|------------------|
|                | 所在地              |
| 七月一日七九年        | 休<br>止<br>年<br>月 |

# 埼玉県告示第八百五十六号

定による指定医療機関又は指定施術機関から、 お 特定配偶者の自立の支援に関する法律 並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 V 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び第五十五条第一項 てその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五 (平成六年法律第三十号) 次のとおり辞退の した中 届出があった。 第十 十五条第一項の規 国残留邦人等及び 四条第四項に

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一指定医療機関

| ルクリニックふじみ野駅前 | 名 |
|--------------|---|
| メンタ          | 称 |
| 徳新ビル三F       | 所 |
| 三F           | 在 |
| 八<br> <br> - | 地 |
| 平<br>成       | 辞 |
| _<br>+       | 退 |
| 九年           | 年 |
| 七月           | 月 |
| 日            | 日 |

### 一 指定施術機関

| 藤原                | E  | E        |
|-------------------|----|----------|
| 佳<br>徳            | 名  | <b>7</b> |
|                   | 住戸 | È<br>F   |
| う<br>専<br>り<br>門・ | 名  | 施        |
| 院 <sub>き</sub>    | 称  |          |
| 一 所 六 沢 市         | 所  | 術        |
| n<br>久<br>米       | 在  |          |
| 八二                | 地  | 所        |
| 平成一               | 舌  | 辛        |
| 十九九               | ì  | 垦        |
| 年七                | 左  | F        |
| 月十三三              | J  | 1        |
| 日日                | E  | 3        |

# 埼玉県告示第八百五十七号

に より、 毒物及び劇物取締法 毒物劇物取扱者試験を次 (昭和二十五 0 とおり 年法律第三百三号) 行う。 第 八 条第 項第三号  $\mathcal{O}$ 規定

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 試験期日及び場所

| 平 历二十十年 十二年 (E) | 发工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工 | 試 験 期 日 |
|-----------------|--|---------|
| 獨協大学            | 埼玉県草加市学園町一丁目一番地                        | 試験場所    |

### 試験区分

- イ 一般毒物劇物取扱者試験
- 口 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

### 二 試験科目

イ 毒物及び劇物に関する法規

- 口 基礎化学
- ハ に掲げ に掲げ 法施行 毒物及び る劇 る毒 !規則 物及び 劇物 物に限る。 (昭和二十六年厚生省 (農業用品 劇物、 特定品  $\mathcal{O}$ 目毒 性 質及 物 目 び貯蔵 毒物 令第四号。 劇物取扱者試験に 劇 その 物 取扱者試 以下 他取扱方法 「省令」 験に あ 0 あ て とい は 0 て 毒物及び . う。 は省令 别 別 劇 表第二 表第 物 取
- = げる毒物及び劇物、 げる劇物に 毒物 及び 限る。 劇物 (農業用品 特定品目毒 の識 別及 目毒 び 取 物 物 劇物取 劇物 扱 方 取 法 扱者試 扱者 試 験に 験に あっ あ 0 て て は は 省令別 省令 别 表第一 表第二に掲 に 掲

### 四 受験手続

イ 提出書類

毒物及び 劇 物取締法施行 細 則 昭 和 兀 + 年 埼 玉 県 規 則第七 四号) 第九

受験願書

口 試験手数料

一万千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

成二十九年八月二十 日 月) カュ 5 同 年 九 月 \_\_ 日 金) まで

埼玉県毒物劇物取扱者試験センター(柏郵便局私書箱五十号)宛の簡易書留

によること。なお、 提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

### 五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十九年十二月一日(金)午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十九年十二月一日 (金) 午前十時から平成三十年一月五日 (金) 午後

五時まで

# 埼玉県告示第八百五十八号

旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条にお測量計画機関である春日部農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する 11 て準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

春日部農林振興センター

 $\equiv$ 

作業種類

三 作業地域

公共測量 (基準点測量)

四 作業期間

蓮田市大字閏戸地内

平成二十九年六月十二日から平成二十九年十一月三十日まで

# 埼玉県告示第八百五十九号

において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 本部から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条 月三十日終了した旨測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅平成二十八年埼玉県告示第六百二十三号で公示した公共測量は、平成二十九年六

平成二十九年七月二十八日

### 埼玉県告示第八百六十号

規定により公示する。 和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の 月二十八日終了した旨測量計画機関である朝霞市から通知を受けたので、測量法(昭平成二十八年埼玉県告示第四百九十一号で公示した公共測量は、平成二十八年四

平成二十九年七月二十八日

# 埼玉県告示第八百六十一号

第十四条第三項の規定により公示する。  $\mathcal{O}$ で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条におい 測量計画機関である長瀞町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた て準用する同法

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計 画 機関

長瀞町

 $\stackrel{-}{-}$ 作業種類

公共測量 (二級基準点測量)

秩父郡長**滯**町大字野上下郷・

中野上・本野上地内地区

兀

 $\equiv$ 

作業地域

作業期間 平成二十九年八月一 日から平成三十年三月二十日まで

# 埼玉県告示第八百六十二号

第十四条第三項の規定により公示する。  $\mathcal{O}$ で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 測量計画機関である長瀞町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けた

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

測量計画機関

長**滯**町

二作業種類

公共測量 (空中写真撮影)

三作業地域

長瀞町全域(三〇・四三平方キロメートル)

四 作業期間

平成二十九年九月十五日から平成三十年三月二十六日まで

# 埼玉県告示第八百六十三号

において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 する旨の通知を受けたので、測量法 測量計画機関である公益社団法人埼玉県農林公社から次のとおり公共測量を実施 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

公益社団法人埼玉県農林公社

二 作業種類

公共測量 (基準点測量)

 $\equiv$ 

作業地域

四 作業期間

町大字羽尾地内

平成二十九年六月二十三日から平成三十年二月二十八日まで

# 埼玉県告示第八百六十四号

十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 おり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、 測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川 平成二十九年七月二十八日 測量法 上流河川事務所から次のと (昭和二十四年法律第百八

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量 (水準測量)

加須市、

久 喜 市

兀

作業期間

 $\equiv$ 

作業地域

平成二十九年七月二十五日から平成三十年三月三十一日まで

# 埼玉県告示第八百六十五号

十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 おり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、 測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川 平成二十九年七月二十八日 測量法 上流河川事務所から次のと (昭和二十四年法律第百八

埼玉県知事 上 田 清 司

一測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量 (水準測量)

 $\equiv$ 

作業地域

ク 再 「

久喜市、加須市、羽生市

四 作業期間

平成二十九年七月二十五日から平成三十年三月三十一日まで

# 埼玉県告示第八百六十六号

認めたので、告示する。 八年埼玉県条例第二十号)第五条第一 次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出 項の規則で定める技術的基準に適合すると 抑制施設の設置等に関する条例(平成

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一許可番号

第二〇一六—九—二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

 $\equiv$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 埼玉県児玉郡上里町大字大御堂字長久保千四百六十六 部、 一部、千四百三十四―一の一部、千四百三十五―一の一部、一の一部、千四百六十九の一部、千四百二十二―一の一部、 千四百四十四— 十外二十三筆 八 の 一 千四百三十六— 千四百二十九 千四百三十

一 雨水流出抑制施設の容量

容量 千七十九・六七五立方メートル

# 埼玉県告示第八百六十七号

平成二十九年七月二十八日一般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量 大宮公園清掃・警備業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成29年10月1日(日)から平成32年9月30日(水)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所 大宮公園

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

#### 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する公示(平成28年埼玉県告示第999 号)に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」のA等級に格付けされ、 「清掃」及び「人間警備」に登録している者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 平成29年7月28日以前の過去5年間において、国又は地方公共団体が所有し、 又は管理する建築物の日常清掃業務(10,000㎡以上)及び警備業務(人間警備 業務)を受託し、それぞれ1年以上誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-0803 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町4丁目 埼玉県大宮公園事務所管理担当 小林、大熊 電話048-641-6391 (代表)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
  - ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)。

- (3) 入札書受付期間
  - ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年9月22日(金)午前9時まで

- イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合
  - (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年9月21日(木)午後5時まで(必着)

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成29年9月22日(金)午前9時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県大宮公園事務所 平成29年9月22日 (金) 午前10時

- 4 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金及び契約保証金
    - ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則 第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、 免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額 を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成29年9月6日(水)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

#### (4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成29年8月7日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

#### (9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者 に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

#### 5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Cleaning and security services for Omiya Park

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system or in person: 9:00 a.m., September 22, 2017

By registered mail: 5:00 p.m., September 21, 2017

(3) Contact Information:

Omiya Park Office, Department of City Development, Saitama Prefectural Government.

Takahana-cho 4, Omiya-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0803 Ph. 048-641-6391

# 埼玉県告示第八百六十八号

り、 での間、 ケット発給手数料の収納事務を平成二十九年七月一日から平成三十年六月三十日ま 五十四号)別表第七号の表第一号のパーキング・メータ 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例 次に掲げる者に委託した。 (平成十二年埼玉県条例第 作動又はパ ] 項の規定によ キング・ チ

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一住所

埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目十七番五号

一名称及び代表者の氏名

株式会社SPDセキュリA

代表取締役 菅野 義明

# 埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 の開 発

行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 高 橋 浩 行

一許可番号

平成二十九年三月十七日

指令川建セ第二八〇〇五八〇号

二 検査済証番号

平成二十九年七月二十五日

川建セ第二九〇〇一四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字須江字町田三百九十七番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市西区大字西遊馬二千二百十二番地一 ボナー ルニ〇三

仲田 悦教

# 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第八号

行為に関する工事が完了したので、公告する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第三十六条第三項の 規定に ŋ 次  $\mathcal{O}$ 

平成二十九年七月二十八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 大 谷 茂

一許可番号

平成二十九年七月十日

熊建セ第〇八二八〇〇〇二一号

二 検査済証番号

平成二十九年七月二十五日

熊建セ第百二十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

六 | 四三四 四六六一 四八七  $\mathcal{O}$ 埼玉県児玉郡上里町 <u>.</u> 部、 四二八  $\mathcal{O}$ 八 一四二六、 の 一 の 一 四二九一二、一四二九一三、一四三三一 部、 一四三六一二、 一四二八一三、 一四六六— 一四三四一二、 一四二七—一、一四二七 大字大御堂字長久保 一四六六—五、 九、一四六六—一〇、 一四三五— 四二八一 四四 应、 <u>ー</u>の  $\bigcirc$ 四六六一六、 Ŧ. 部、 一四六九の一部、 の一部、 四二八丨 一四二七 一四二一 | 一四三五—二、 一四六六—七、 一四三三一二、一 五、一四二九一 =一四二八 一四七〇、 一 四 三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都板橋区清水町三十六番一号

共立印刷株式会社 代表取締役社長 倉持孝

### 埼玉県教委告示第二十号

層の 最高 業補 平成二十九年八月 (昭 埼玉県立学校 限度額とし 償及び同条第二項に規定する年金たる補 和三十二年埼玉県条例第五十号)第二条の二第 区分に応じ、それ て、 の学校医、学校歯科医及び 日 埼玉県教育委員会が定め ぞ か ら施行する。 れ同表の 中欄に掲げ 学校薬剤 る額は、 る額及び 償に係る補 師 一項に規定する長期療養者 0 同表 次 償  $\mathcal{O}$ 公務災害補償に関する条例 の下欄 基礎額 表 の上 に掲 欄に掲げる年齢 の最低限度額及 げる額とし、  $\mathcal{O}$ び

七月三十 に係る補 平成二十 日 償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示) 八年埼玉県教委告示第二十四号 限り、 廃 止 する。 (長期療養者  $\mathcal{O}$ 休業補 は、 償及び年金たる補 平成二十 九 年

後に支給すべき事由 に に支給すべき事由が 0 V  $\mathcal{O}$ 告示 て適用する。 の最低限 度額 生じた年金たる補償で同 が 生じた長期 及び最高限度額に 郊療養者の 休業補償及び 関する規定は、 日以後  $\mathcal{O}$ 期間に 年金たる補償 平成二十 0 11 て支給す 九 並 年 び 兀 に ベ 月 きも 同 日 前 以  $\mathcal{O}$ 

 $\equiv$ 額及 円」とあるのは 円 び 成二十九年四月 最高限度額  $\mathcal{O}$  $\overline{\phantom{a}}$ 適用 二七 五、五七九 日 に カュ 九円」 0 5 こ の V て 円 は、 告示 とあるのは 告示中 の施行 とする。 0) =日  $\mathcal{O}$ 九二〇円」 前日 三五五円」と、 まで  $\mathcal{O}$ とあ 間 に る お  $\mathcal{O}$ け 五、 る最低 は  $\equiv$ 限 五. 五. 度

平成二十九年七月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

| 年齢階層        | 最低限度額  | 最高限度額   |
|-------------|--------|---------|
| 二十五歳未満      | 五、三三三円 | 一三、二八七円 |
| 二十五歳以上三十歳未満 | 五、八九四円 | 一三、九五八円 |
| 三十歳以上三十五歳未満 | 六、二三三円 | 一六、四五六円 |
| 三十五歳以上四十歳未満 | 六、六五四円 | 一九、一五七円 |
| 四十歳以上四十五歳未満 | 六、八九三円 | 二一、二七九円 |
| 四十五歳以上五十歳未満 | 七、〇川 田 | 二四、二六九円 |
| 五十歳以上五十五歳未満 | 六、七九二円 | 二五、六三〇円 |
| 五十五歳以上六十歳未満 | 六、一九一円 | 二四、九七六円 |
| 六十歳以上六十五歳未満 | 五、〇〇九円 | 二〇、二九七円 |
| 六十五歳以上七十歳未満 | 三、九二〇円 | 一五、五五八円 |
| 七十歳以上       | 三、九二〇円 | 一三、二八七円 |